

伊豆大島ジオパーク公式キャラクター着ぐるみ貸出し要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊豆大島ジオパーク推進委員会（以下「推進委員会」という。）が所有する伊豆大島ジオパークキャラクター「ザブン」「ドカン」「ヒラリ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象事業及び対象者)

第2条 着ぐるみの貸出し（以下「貸出し」という。）は、推進委員会の事業運営に支障のない場合に限り行うものとする。

2 貸出しの対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 伊豆大島ジオパークのPRに関する事業。

(2) 前号以外の都、市町村等が行う各種イベント、行事等において、着ぐるみが広く見学者の目に触れることにより、伊豆大島ジオパークのPR効果が期待できる事業。

3 貸出しの対象者は、各種団体及び企業とし、原則として個人への貸出しは行わない。

4 貸出しの対象とする団体は、法人格の有無、公的機関、民間団体等の形態は問わないものとする。ただし、第2項に規定する貸出しの対象事業を確実に実行できる規模及び体制を有する団体とする。

5 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出しは行わない。

(1) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(2) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(3) 「伊豆大島ジオパーク」のイメージを損なうおそれのあるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、伊豆大島ジオパーク推進委員会会長（以下「会長」という。）が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

(貸出申請)

第3条 貸出しを希望するものは、伊豆大島ジオパーク着ぐるみ貸出申請書（別記様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、借受けしようとする日の6ヶ月前の日から7日前の日までに提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

3 貸出しはイベントの1日目から数えて最長7日間とすることができる。

(貸出決定)

第4条 会長は、前条の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、伊豆大島ジオパーク着ぐるみ貸出承認/不承認通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するとする。

2 会長は、貸出しの希望日等が複数の申請者で競合する場合は、使用目的、見込まれる効果等を勘案し、貸出し先を決定することができる。

(貸出料)

第5条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

(使用者の義務)

第6条 貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、申請書記載の使用目的以外に着ぐるみを使用してはならない。

2 使用者は、着ぐるみの使用に当たっては推進委員会が示す着用方法、取扱い等の使用上の注意事項を遵守しなければならない。

3 使用者は、着ぐるみの使用を終えたときは、伊豆大島ジオパーク着ぐるみの返却届け兼使用状況報告書（様式第3号）に着ぐるみの使用状況を写した写真等を添付して会長に提出するとともに、7日以内に速やかに着ぐるみを返却しなければならない。

4 使用者は、着ぐるみを破損、汚損等した場合は、直ちに推進委員会に報告するとともに、使用者の責任と負担により、修理、クリーニング等を行わなければならない。この場合において、推進委員会の指示するところにより修理等を行わなければならない。この場合において、推進委員会の指示するところにより修理等を行わなければならない。この場合において、推進委員会の指示するところにより修理等を行わなければならない。

5 貸出期間内に発生した着ぐるみに起因する自己の賠償責任等は、使用者がこれを負う。

(町の免責)

第7条 着ぐるみの貸出しにより、借受者が被った被害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、町は一切その責めを負わない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。